

札幌市子ども・子育て会議 児童福祉部会

会 議 録

日 時：2023年10月17日（火）午後6時開会
場 所：オンライン（Z o o m利用）

1. 開 会

○事務局（引地子どものくらし・若者支援担当課長） 皆様、大変お待たせいたしました。

ただいまより、札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会を開催いたします。

本日は、お忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

YouTube 配信の設定に手間取り、開会が遅れましたことをお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

私は、子ども未来局子どものくらし・若者支援担当課の引地と申します。冒頭の進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、会議の進行、運営についてご確認させていただきます。

会議の公開についてですが、この児童福祉部会は、議題（１）から議題（４）までについては、公開で開催することとしており、YouTube でライブ配信しておりますので、その旨をご承知おきください。

議題（５）につきましては、その審議内容から非公開とさせていただきたいと考えており、後ほど取扱についてお諮りさせていただきます。

続きまして、会議参加時の注意事項について確認いたします。

会議中、ご自身が発言をされる場面以外では画面をミュートにしてください。ご発言の際には、Zoomのリアクションボタンから「手を挙げる」を選択してください。部会長から指名がございましたら、ミュートを解除してご発言をお願いいたします。事務局への連絡は、チャットからメッセージを送信していただきたいと思います。

続きまして、本日の出欠状況についてご報告いたします。

桑原委員と高橋委員から欠席のご連絡をいただいておりますが、１１名のうち９名の委員にご出席をいただいております、定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、本日の議題について確認いたします。

皆様には事前に次第と資料をお送りしておりますが、本日の議題は全部で五つでございます。

一つ目は、第２次札幌市子どもの貧困対策計画（案）について、二つ目は、助産施設の新規設置について、三つ目は、ひとり親家庭等自立促進計画一部改定版（案）について、四つ目は、札幌市における母子生活支援施設の目指すべき方向性（案）について、五つ目は、里親の認定について、以上となっております。

このうち、二つ目と三つ目につきましては報告事項となっております。

議事進行に入る前に、９月１日付で部会の委員に異動がございましたので、ご報告いたします。

札幌市中学校長会幹事の交代に伴い、遠山委員がご退任され、新たに桑原委員にご就任をいただいております。

なお、先ほどもご報告申し上げましたとおり、本日、桑原委員はご欠席となっております。

また、新たに札幌医科大学保健医療学部看護学科講師の前田委員にご就任をいただいております。

同じく、新たに公募委員の渡辺委員にご就任いただいておりますことをご報告申し上げます。

それでは、ここからは、藤原部会長に進行をお願いしたいと思います。

2. 議 事

○藤原部会長 皆さん、改めましてこんばんは。

本日も遅い時間の開催になりまして、大変申し訳ございません。

審議すべきこと、報告すべきことが複数ございますので、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、議事（１）第２次札幌市子どもの貧困対策計画（案）について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（引地子どものくらし・若者支援担当課長） それでは、議題（１）第２次札幌市子どもの貧困対策計画（案）についてご説明をさせていただきます。

説明に入ります前に、資料の確認をいたします。

資料は、２種類でございます。右上の資料１－１、Ａ３判２枚物の第２次札幌市子どもの貧困対策計画（案）概要版、資料１－２、第２次札幌市子どもの貧困対策計画（案）本書です。

直前に資料の差し替えをお願いしておりますが、皆様、お手元に差し替え後の資料はございますでしょうか。

それでは、説明に入ってまいります。

本日は、主に資料１－１、概要版を使います。資料１－２の計画本書は、説明を聞きながら、適宜、ご覧いただきたいと思います。

計画（案）は、資料１－１では黒矢印の帯でお示ししております第１章から第５章までで構成したいと考えております。

まず、第１章です。

第１章では、計画の策定にあたって、背景や策定趣旨、位置づけ、計画の期間を記載し、併せて、第１次計画の振り返りを行います。

計画の位置づけですが、関係する法令、大綱、北海道の計画を踏まえつつ、札幌市の最上位の計画でありますまちづくり戦略ビジョンの基本的な方向性に沿った個別計画の一つとして策定をいたします。

策定に当たりましては、子どもの権利条例を踏まえるとともに、第４次さっぽろ子ども未来プランなど、関連するもろもろの計画とも考え方や方向性などの整合を図っていきます。

計画期間につきましては、令和５年度から令和９年度までといたします。

続きまして、第2章、札幌市の子どもの貧困等の現状と課題です。

計画の策定に先立って、令和3年10月から令和4年4月まで、子どもの生活実態に関する基礎調査を行っております。

詳しくは、本書の11ページから32ページまでをご覧くださいと思いますが、概要版には、調査結果などを通じて把握された特に重視すべき四つの現状と課題を掲載させていただきました。

一つ目は、貧困・困難の把握と支援へのつながりについてです。

右に記載したグラフのとおり、所得が低い世帯ほど、悩みを相談する相手がいない割合、また、グラフの記載はございませんが、制度や相談機関を知らない割合が高く、周囲の支えが届きにくい状況にあることが分かっています。こうした子どもや家庭に必要な支援に早期につなげる取組が重要になると考えております。

二つ目は、子どもの学びと育ちについてです。

右のグラフでは、子どもの進学資金の準備状況について、めどが立っていない世帯の割合を所得階層別に載せておりますが、このほかにも、体験機会、学習環境に所得階層の間の差異が確認されています。

学びに困難を抱える子どもに対しては、状況に応じたサポートや経済面からの支援を、孤立の傾向にある子どもに対しては、安心して過ごすことのできる居場所や、健やかな成長を促す体験機会を提供していくことが求められています。

三つ目は、子育て家庭の生活についてです。

右のグラフは、家庭の経済状況について、「黒字」「ぎりぎり」「赤字」のいずれかとの問いに対し、「ぎりぎり」または「赤字」と回答した世帯を所得階層別に比較したものです。

同じ調査を5年前にも行っておりまして、全体としては改善いたしましたが、低所得層においては、ほぼ横ばいでした。

なお、この調査は、令和3年10月から11月にかけて行ったものですが、令和4年度以降、物価上昇が続いており、現状はこの調査結果よりも一層厳しいものと認識しております。

こうした状況に対して、保護者の就労の安定や経済的な支援の充実を図るとともに、心身の負担が軽減されるよう生活面からも支えていく必要がございます。

四つ目は、様々な背景・要因により、特に配慮を要する世帯と若者についてです。

ここで取り上げる社会的養護、ひとり親世帯、困難を抱える若者については、市民アンケートのような定量的調査では現状把握が難しいため、周辺の支援者へのヒアリングや当事者の座談会を中心に、現状把握と課題整理を行いました。

社会的養護の下で育ったケアリーバーや、ひとり親世帯は、特に生活基盤が脆弱です。

また、自立に向き合う若者期において、ひきこもり、ヤングケアラー、身体的・心理的被害に遭っている若年女性などは、困難が見えにくい状況にあります。

こうした対象については、要因と状況に寄り添ったアウトリーチや伴走型を含む支援が必要になると考えています。

続きまして、ページの右側に移りまして、第3章です。

この章では、第2次計画を進めていくに当たっての基本的事項を定めます。

まず、基本目標ですが、第1次計画を継承し、「子どもが生まれ育った環境などに左右されることなく、毎日を安心して過ごしながらか、夢と希望をもって成長していくことができる社会の実現」としたいと思います。

札幌市の子どもの権利条例では、全ての子どもは、可能性に満ちたかけがえのない存在であり、自分らしく、豊かに成長し、発達していく権利があることがうたわれています。

本計画でも、第一に子どもの視点に立って、貧困や困難の背景に様々な社会的要因があることも踏まえ、必要な支援に結びつくための体制を整えていきます。

また、子どもの成長の段階に応じた切れ目のない支援を行い、保護者や家庭に対しても必要とする支援を実施します。

これらの取組を推進することによって、基本目標の実現を目指します。

続きまして、計画の対象ですが、生まれる前の妊娠期から社会的自立に移行する年齢層、おおむね20歳代前半までといたします。

続きまして、第4章、具体的な施策の展開です。

ここからは、資料の2枚目をご覧くださいと思います。

この計画では、第2章で把握した現状と課題に対応する形で四つの基本施策を設定し、具体的な施策を展開してまいります。

まず、基本施策1は、周囲の支えが届きにくい世帯に留意のうえ、困難を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進です。

ここでは、①の成長段階に応じた切れ目のない相談支援で、リスクの低い層も含めた多くの世帯にアプローチし、②の配慮を要する子どもと家庭・若者への相談支援で、予期しない妊娠、障がい、ひきこもりなど、貧困のリスクの高い層に対してアプローチを行っていきます。

③も含め、全部で39の事業・取組を計画に位置づけたいと考えており、主要な事業として、スクールソーシャルワーカーの相談体制の強化、各区における子ども家庭センターの機能の整備、妊娠SOS事業による困難を抱える妊婦の方への支援などを考えております。

続きまして、基本施策2、子どもの学びと育ちを支える取組の推進です。

ここでは、①の子どもの健やかな育ちと多様な学びの支援で、疾病や障がいの発見などを含む育ちの支援や、不登校、日本語の不自由な児童生徒、学習に困難を抱える子どもに対する学校外の学習支援など、多様な学びの支援を推進し、②の学びを支える教育費の負担軽減・進学支援で、世帯収入に応じた教育費の負担軽減や、返還義務のない奨学金の給付などに取り組みます。③の健やかな成長を促す体験活動と子どもの居場所づくりの推進

では、貧困の連鎖を断ち切り、社会を生き抜く力を得るための糧となる体験活動の促進に力を入れていくほか、多様化する地域の子どもの居場所づくり活動を後押ししてまいります。

基本施策2は、全部で45の事業・取組を予定しており、教育支援センターのサテライト設置など、不登校児童生徒のための新たな学びの場の整備や、札幌市奨学金の拡充、子どもの職業体験事業などに力を入れていきたいと考えております。

続きまして、基本施策3、子育て家庭の生活を支える取組の推進です。

子どもが安定した生活を営む上では、その保護者、家庭の安定が欠かせません。この基本施策では、①の安心して出産・子育てをするための生活支援で、ライフステージに応じて、保護者の健康と子育てをサポートし、②の保護者の就労の安定や自立に関する支援で、就労の安定と向上、家計再建などの支援を進めます。③の子育て家庭を支える経済支援では、経済的に苦しい状況にある子育て家庭に対し、手当などの金銭給付や経済的な負担の軽減、住まいの支援を行います。

基本施策3では、全部で43の事業・取組を予定しており、新規・拡充事業として、産婦の健康サポート事業の実施や子ども医療費助成の拡充、第2子以降の保育料無償化事業の拡充などに取り組んでいきたいと考えております。

最後に、基本施策4、特に配慮を要する子どもと家庭・若者に寄り添い、支える取組の推進です。

①の社会的養護を必要とする子どもへの支援で、家庭的養育の推進や、ケアリーバー、社会的養護から離れた子どもの社会的な自立の支援、②のひとり親家庭への支援で、就労や収入、生活の安定に向けた支援に取り組みます。③の困難を抱える若者への支援では、社会的な自立に様々な困難を抱える若者に対して、個々の状況に寄り添った支援を行ってまいります。

基本施策4では、全部で33の事業・取組を予定しており、新規・拡充事業は七つ、令和6年4月に施行される改正児童福祉法を踏まえた里親支援の強化や、ひとり親家庭等医療費助成の拡充、ヤングケアラー支援の拡充などに取り組んでいきたいと考えております。

このページの下には、第2次計画（案）のポイントを書かせていただきました。

まず、基本施策1は、第1次計画に引き続き力を入れていきたい施策ですが、第2次計画では、より早い段階、妊娠・出産期から困難を把握する体制を強化し、必要な支援につなげていきたいと考えております。

2点目といたしまして、コロナ禍を経て、不登校児童生徒が増加しております。日本語が不自由な帰国・外国人児童生徒も増えており、疾病や障がいを持つ児童生徒などと合わせて、子どもの貧困対策の面からも、学びに困難を抱える子どもに対する支援を強化してまいります。

3点目ですが、子どもの貧困の連鎖を断ち切る上では、学習に加えて、自尊感情を高める多様な体験活動や、安心して過ごすことのできる居場所が求められており、これらの充

実強化に取り組んでいきます。

4 点目として、物価上昇の影響を強く受ける低所得の子どもと家庭に対し、子ども医療費助成のさらなる拡充などにより、経済面からも支援を行っていきたいと考えております。

最後に、第 5 章、計画の推進です。

資料の 1 枚目にお戻りください。

右下になりますが、本計画では、基本施策ごとに二つ程度の指標を設定したいと考えております。

まず、基本施策 1 では、一つ目は第 1 次計画と同じ、区役所の相談窓口で子育てや生活の相談ができることを知らなかった世帯の割合を設定し、経年で推移を見ていきたいと思っております。二つ目は、スクールソーシャルワーカーの支援により、児童生徒の状況が改善したまたは改善に向かっている割合です。一つ目の指標が保護者に対するアプローチの成果を測る指標であることから、二つ目は、子どもに対するアプローチの成果をはかる指標として設定するものです。

基本施策 2 では、子どもの学びと育ちに関して、一つずつ指標を設定いたします。順序が逆になりますが、子どもの育ちに関しては、自尊感情を高めることを狙いとした取組の成果をはかる指標として、「自分が必要とされている」と感じる児童生徒の割合を設定いたします。子どもの学びに関しては、安定した職を得るためには高卒以上の学歴が求められますが、一般世帯と生活保護世帯との間には、今なお高校進学に 4 ポイント程度の開きがございます。このため、第 1 次計画に引き続き、生活保護世帯の進学率を一般世帯の進学率まで引き上げることを目標としたいと考えております。

基本施策 3 では、子どもがいる世帯のうち、家計の状況がぎりぎりまたは赤字である世帯の割合を、家庭の経済状況を把握する根幹となる指標として設定いたします。この先も、推移を経年で見ていきたい考えです。二つ目は、子育てをされていて感じる「楽しさ」と「大変さ」のうち「楽しさの方が多い」子育て世帯の割合です。一つ目が経済面の成果をはかる指標であることから、二つ目は、子育て支援の面での成果をはかる指標としたいと考えました。

基本施策 4 は、三つの体系それぞれに成果指標を設定したいと思います。

まず、社会的養護についてですが、当初は就職率を考えておりましたが、今現在、希望される方はほとんど就職できています。社会的養護に関しては、養護から離れる際の自立支援の推進と、養護期間中の家庭的養育の推進、この二つが貧困対策を進めていく上で重要となる取組と考えておりますが、現在の状況から見て、里親委託率のほうで 5 年後の目標を掲げて取り組んでいく指標として適当と考えられます。このため、素案から変更となりますが、要保護児童のうち、里親・ファミリーホームに委託される児童の割合としたいと思います。ひとり親家庭、そして、困難を抱える若者に関しては、状況に応じた様々な取組を行っていきますが、成果をはかる指標としては、いずれも就労に関するものが適当と考えられるため、記載の指標を設定したいと考えております。

最後に、計画の見直しについてです。

現在、こども家庭庁においては、これまで別々につくられてきた三つの大綱、少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、そして、子供の貧困対策に関する大綱、これらを年末を目途にこども大綱に一元化する作業が進められております。

これまでもお話しさせていただいてきましたが、このこども大綱の内容によっては、本市においても、子どもの貧困対策計画を子どもに関する総合計画に一元化することを検討する必要があると思っています。

その場合は、他都市の状況なども踏まえ、子ども・子育て会議にもご意見を伺った上で見直しを検討していくことになろうかと思っておりますので、改めてご承知おきいただきたいと思います。

大変長くなりましたが、私からの資料の説明は以上になります。

○藤原部会長 ややボリュームがあるところで内容をダイジェストに説明していただきましたが、今の事務局の説明に対して、ご不明な点の質問、事実確認がありましたら、先に挙手をお願いしたいと思います。

○斎藤委員 1点質問ですが、資料1-1の1枚目の右側の第5章、計画の推進の基本施策4の一番下の札幌市若者支援施設の自立支援利用者のうち、就職・職業訓練など進路が決定した割合で数値目標を設定しているのですが、ここの数値目標の設定の理由がいまいち分かりません。

若者支援施設というのは、基本的には、ユースワーカーを中心として、ソーシャルワーカーや心理士などの専門職がいると思うのですが、ユースワーカーのお仕事は、必ずしも若者の就職支援、就職させるという役割ではなくて、もう少し別の役割があると思うのですが、そこに就職・職業訓練などの数値目標を設定することは、この若者支援施設自体の存在意義と乖離しているのではないかと思います。

この就職・職業訓練は、もともと労働施策で、今でいうハローワークが専門にやるように思うのですが、ここに数値目標を設定している意味は何でしょうか。

○事務局（引地子どものくらし・若者支援担当課長） 今、斎藤委員からご指摘いただいたとおり、札幌市の若者支援施設は、必ずしも、若い方の就労支援だけが目的の施設ではございません。先ほども少し触れましたが、ひきこもり、不登校などの困難な経験をされて何らかの助けを必要としている方の社会的な自立を手助けする、あるいは、若い方同士の仲間づくり、社会への参加をするきっかけの場をご提供するなど、施設としては幾つも設置目的を持っているところでございまして、就労支援だけが目的ではないのは私たちも全く同じ認識でいます。

その中で、相談に来てくださる方に対して、あなたは、どういうことを求めてここに相談にきてくださったのですかと初回にお聞きするのですけれども、去年のデータでいうと、46%の方が働けるようになりたいということで、これが目的の第1位です。そのほかには、対人関係が苦手だから上手くできるようになりたい、今現在、家庭の中がうまくいっ

ていないという人間関係の相談もその後に続くのですけれども、施設としてはいくつかの目的を持って取り組んでいるところでございます。

その中であって、ここに来られる若者の方の相談の第1位が就労に関することであることから、これを高めていきたいということで指標を設定しております。

○斎藤委員 それは、私もよく分かるのです。確かに、サポステを利用されている若者の半数以上が就職したい、働いてみたいということはよく分かっています。

ただ、従来、ひきこもりの若者支援対策として就労支援をメインに行われてきたのですが、それだけでは違うのではないかとというのが最近の考え方だと思うのです。ですから、若者支援施設で働いているユースワーカーの方たちがこの数値目標に縛られて、本来の若者支援ができなくなることがないように行っていただきたいと思います。

○藤原部会長 ほかの委員の皆様、この件についてご意見等がありましたらお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○藤原部会長 ほかの箇所でも質問等はありませんか。

○加藤委員 二つあります。

一つは、基本施策2の③で、子どもの職業体験事業というものが出ています。これ自体はいいことだと思うのですが、調査のどこを読んだらこれが必要だということになるのか、やや唐突に出てきている感じがしたのです。先ほど、貧困の連鎖を断つためという話だったのですけれども、そうやって考えたときに、優先順位が高いものかどうかよく分からなかったのです。どうしてこれが施策として出てきたのかを教えてくださいたいと思います。

もう一個は、資料1-1からですが、7ページにある札幌市が子どもを生み育てやすい環境だと思う人の割合は、目標値が80%だったのが36.8%になっていて相当低い、前回から見ても相当下がっています。考察ではコロナ禍が原因だという話ですけれども、コロナ禍が影響であるならば全国的に下がっていると思うので、全国状況はどうなっているのか。

自治体によって施策がかなり違ったと思うので、コロナ禍のような危機があったときに、やはり札幌市はよかったなと思ってもらえる可能性もあると思うのです。ですから、コロナ禍の影響だけにするのではなくて、どこに課題があったのかも少し明確にさせていただけるといいと思ったのですが、それについてご意見があれば教えてくださいたいと思います。

○事務局（引地子どものくらし・若者支援担当課長） まず、一つ目が新規事業で取り組む子どもの職業体験事業について、この事業はどのような考え、どのような必要性から取組が必要だという考えに至ったのかというご質問だと理解いたしました。

A3判の資料の1枚目、第2章の2をご覧くださいと思います。

子どもの生活実態調査の中では、所得階層の間で体験に差異が確認されております。

具体的には、委員もよくご存じのとおり、定量的な調査として体験について質問したところ、所得が低い階層ほど、習い事や体験の機会が少ないことを確認しております。そう

いったことが学習だけではない自尊感情に影響があると考えましたことから、そこに対して、体験機会を提供していきたいという考えの下に事業化したところでございます。

もう一点は、本編の7ページの第1次計画の振り返りで、子どもを生み育てやすい環境だと思ふ人の割合の要因分析について、前回の子ども・子育て会議でもコロナ禍が原因であるという分析がこれだけでは不十分ではないかというご指摘を頂戴しておりました。ご指摘はご意見として受け止めて、深い分析については、この場では即答できかねるのですが、どのような分析ができるか、もう少し考えていきたいと思ひます。

○藤原部会長 加藤委員、追加で何かございませんか。

○加藤委員 一つ目の低所得層の人たちが体験を失っているのは確かだと思ひますが、そこで補うべきものは職業訓練かどうかは、もう一度吟味する必要があると思ひて聞いておりました。

○藤原部会長 ほかにございませんか。

○北川委員 子どもの貧困計画に対して、いろいろところで拡充、新規とありまして、札幌市の方々もこの現状に対して頑張つて取り組まれていらっしゃると思ひます。

私から2点です。

質問の一つは、資料1-1の第5章の基本施策4のファミリーホームと里親の委託のところで、これまでずっと家庭的養護も入っていたのですが、今回から家庭養護だけになったのかなというこの数字についてです。今までは小規模グループホームも入っていたので、その確認でござひます。

もう一点は、2ページ目の基本施策3の一番下の第2子の保育料無償化について、毎回言わせていただひているのですが、私も全国を調べましたら無認可の保育園も無償としている自治体がだんだん増えてきております。ぜひ、企業主導型など、認可外の子どもたちも無償化の対象にさせていただきたいという意見です。同じ札幌市民の子どもであることは間違いないですし、特に企業主導型は内閣府2回と札幌市1回の合わせて3回の監査などを受けていて大変丁寧に運営も保育も行っておりますので、ぜひ札幌市としてもこれを考えていただひたいと思ひております。

○藤原部会長 1点目について、お答えいただひてもよろしいですか。

○事務局（引地子どものくらし・若者支援担当課長） 1点目は、ご確認ということで承りました。

第1次計画のときは、委員もおっしゃっておられましたとおり、小規模の児童養護施設、グループケアの養護施設も入れた形で数値を算出しておりましたが、大分、整備も進んでおりまして、この次の計画では、そこは除いた形で里親とファミリーホームで数値を取っていきたくて考えております。

そういうふうにご理解をいただひたいと思ひます。

2点目のご意見は、前回も頂戴したところでござひますが、第2子以降の保育料無償化事業において、認可保育施設、企業主導型保育施設についても、対象としてほしい

というご要望でございました。

現在、札幌市においては、ご承知のとおり、特定教育・保育等提供施設を対象に事業を実施しておりまして、認可外の保育施設に対しては認可外保育施設等利用給付事業というものを別制度としてやっているところでございます。

これについては、ご意見として承らせていただいというご回答をさせていただきます。

○北川委員 家庭養護に関しては、札幌市の気概を感じてすごくうれしいです。

認可外は、この間、福岡市、北九州市も認可外の子どもが無償となっておりますので、札幌市も続いてお願いしたいと思っております。

○藤原部会長 そのほか、ご質問、ご意見を含めてございましたらお願いいたします。

今の事務局とのやり取りの中で、少し説明を厚くすることが適切ではないかという点について、本編の資料1－2からご意見がありましたけれども、修正というよりは、次のところで検討するということで、この段階での文言修正とは見えなかったと判断しますが、いかがでしょうか。

加藤委員がおっしゃった子どもの職業体験事業ですが、ご質問の趣旨としては、文化的な体験や自然体験など、種々の体験が格差によってバランスが悪くなっている中で、居場所づくりと健やかな成長を促す体験活動を推進するため、職業体験事業を新規で打ち立てたことはいいことだけれども、でも、それがなぜ職業体験だったのかというあたりは、資料1－2を見てもリンクが分からなかったということかと思うのですが、この文言のままで特に異論ないでしょうか。

○加藤委員 多分、説明を求められたときに、貧困の話であれば、地域における子どもの居場所づくりの推進は、子ども食堂など、よく分かるのですけれども、自尊感情を高めるときに職業体験をすると本当に高まるのか、普通に考えると、そこがつながるのが疑問だったので、きちんと説明できるようにしていただければいいかなと思います。

これ自体に反対というわけではありません。

○藤原部会長 何か質問があったときに、こういう理由や根拠で新規事業を入れたと説明できるようにするということですね。

私の職業体験のイメージでは、例えば、東京では、お金を出してキッザニアを利用できる人と、そういう施設にはなかなか手が届かない、足が向かない人では、子どもの学びの中で随分差があるということなのです。ですから、それを踏まえまして、本来だったら、学校や市がやるのではなくて、どの子も親や近所のおじさんの職業を見る機会があればよかったのですけれども、今はこういうことを意図的にやらないと体験がなかなか豊かにならないので、やっていくのだということを伝えていただきたいと思います。

○事務局（引地子どものくらし・若者支援担当課長） 加藤委員、部会長、ありがとうございます。

私の説明で不足していた部分がございます、実態調査の中で、もう一つ、困難を抱えている家庭にあっては、お子さんが家と学校以外にモデルとなる大人が身近にいないこと

から、将来の展望を描きにくい、ロールモデルがないということも指摘されております。そうしたことから、貧困対策として、キャリア教育が必要だというご意見もいただいているところでございます。

加藤委員のおっしゃるとおりでございまして、今、申し上げたような部分を貧困対策として必要な理由として、対外的にきちんと説明してまいりたいと思います。

○藤原部会長 議題（１）に関しては、これでよろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○藤原部会長 文言修正はないと理解いたしました。

第２次札幌市子どもの貧困対策計画（案）について、本日、様々なご意見、ご質問をいただきましたので、これを踏まえて、引き続きパブリックコメントの手続を進めていただくことと決定したいと思います。

なお、この計画案については、本日の審議をもって、児童福祉部会における審議は終了予定となっておりますので、その点もご留意いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○藤原部会長 ありがとうございます。

それでは、これで、議題（１）を終了いたします。

ここで、事務局が交代いたしますので、お待ちください。

〔事務局交代〕

○藤原部会長 お待たせいたしました。

次に、議題（２）の報告事項、助産施設の新規設置について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（佐藤子育て支援推進担当課長） 子ども未来局子育て支援推進担当課長の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、児童福祉施設助産施設の設置認可についてご報告をいたします。

初めに、助産施設の概要についてご説明いたします。

助産施設とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的としておりまして、妊産婦に対して安全で衛生的な出産を保証するとともに、胎児が無事に産まれてくることを確保し、ひいては児童の健全な育成を図ることを目的とした施設でございます。

第４次さっぽろ子ども未来プランでは、助産施設において助産を実施することを計画に掲げているほか、アクションプラン２０１９では、助産施設に対する運営費の補助事業に取り組んでおり、現在策定中のアクションプラン２０２３で目標とする安心して子どもを生み育てることができる、子育てに優しいまちづくりに向けて、助産施設の運営費補助事業

を継続する予定でございます。

次に、札幌市の助産施設の設置状況です。

お手元の資料に記載しておりますとおり、現在、助産施設は5施設設置しており、定員は12名となっております。

施設の所在地をご覧くださいますと、設置状況には地理的な偏りがあることが分かります。助産施設の利用を希望する妊産婦の自宅付近に施設がないということもある状況です。

このたび、厚別区の青葉産婦人科クリニックから、地域医療支援と専門医療を担う産科・婦人科としてのこれまでの実績を生かし、札幌市全域の児童福祉の向上に貢献したいとして、助産施設としての認可申請がございました。

先ほどもお伝えいたしました、札幌市内の助産施設の設置に関しては、地理的な偏りがあります。現在、厚別区には助産施設がなく、妊産婦の居住地によって自宅から遠い施設を選択せざるを得ない場合がございます。

このことから、施設利用者の利便性を勘案いたしまして、札幌市児童福祉法施行条例及び児童福祉施設の設置認可等に関する審査基準に適合していることを確認いたしましたので、青葉産婦人科クリニックを助産施設として認可することといたします。

今後の予定といたしましては、青葉産婦人科クリニックへの認可決定の通知と、北海道庁に対する児童福祉施設認可の報告を行います。その後、助産施設の入所に係る受付を行っております各区役所の健康・子ども課に周知をいたしまして、11月1日から助産の受入れが開始となる見込みでございます。

報告は、以上でございます。

○藤原部会長 これは報告ではございますけれども、皆様からご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

○北川委員 私もよく分からなかったのですが、こういう仕組みになっているのだなと思いました。こういう仕組みで、特定妊婦が一部の産婦人科にお世話になっていることが分かりました。

その場合、妊婦1人または赤ちゃん1人につき札幌市から補助を出すという仕組みでしょうか。

○事務局（佐藤子育て支援推進担当課長） 助産施設となっている施設に対して分娩費等を補助しております。

○北川委員 分かりました。

本当に知らないことがたくさんあるので、ありがとうございました。

○藤原部会長 ほかにご質問、ご意見はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○藤原部会長 それでは、ご報告として上げられております助産施設の新規設置について、特段、ご質問、ご意見がないようであれば、これで議題（2）は終了させていただきます。

ありがとうございました。

では、事務局が交代しますので、お待ちください。

〔事務局交代〕

○藤原部会長 次の議題は、（３）ひとり親家庭等自立促進計画一部改定版（案）について（中間報告）となります。

皆さんからご意見、ご質問を承りたいと思いますが、まずは事務局から説明をお願いします。

○事務局（中村子育て家庭係長） 子育て支援課の中村と申します。本日は、よろしくお願いいたします。

最初に、資料の確認をいたします。

右上に資料３－１と書かれたＡ４判横判の裏表の資料、続いて、Ａ４判縦長の資料３－２と書かれたもの、最後に、資料３－３と書かれたホチキス留めをした資料を事前にお送りしておりますけれども、手元にございますか。

それでは、本日の説明につきましては、資料３－１と資料３－２を使って報告させていただきたいと思います。

こちらは、ひとり親家庭等自立促進計画の一部改定に関するこれまでの検討状況について、中間報告をさせていただきます。

本日から初めて参加されている委員もいらっしゃいますので、最初に、計画の概要を使って簡単に計画の中身について説明をさせていただきたいと思います。

こちらの計画につきましては、ひとり親家庭等の福祉を図ることを目的とした母子及び父子並びに寡婦福祉法という法律に基づいて国の基本方針を定めておりますが、こちらに基づいて策定する計画になります。

現在の第４次計画は、計画期間が平成３０年度から令和４年度までとなっておりますけれども、こちらについて２年間延長しまして令和６年度までとして、一部改定を行っているところでございます。

ちなみに、２年間の延長につきましては、先ほどお伝えしました国が定めている基本方針が令和２年度から令和６年度の計画期間となっていることを踏まえまして、これと期間と合わせるために行っているものでございます。

今回の一部改定に当たりましては、基本理念や基本目標といった計画の枠組みについては従来のものを引き継ぎつつ、令和４年度に実施いたしましたアンケート調査に基づく課題の分析などを新たに行っております。

第１章につきましては、今、お伝えしましたとおり、計画の背景や位置づけについて整理したパートとなっております。

続いて、左下の第２章につきましては、ひとり親家庭を取り巻く状況について整理をし

たもので、主に国勢調査の結果を掲載しております。

令和2年度の国勢調査の結果でまいりますと、札幌市における母子家庭の世帯数につきましては、約1万2,000世帯ということで、経過でいきますと減少傾向にあります。

続きまして、右側へ参りまして、第3章です。

第3章では、令和4年度に行いましたアンケート調査の結果について整理しております。

アンケート調査の結果から、今後の生活に不安を感じている割合が5年前の調査よりも不安を感じている割合が多くなっていること、世帯の家計の状況について、赤字の家庭が多くなっていることなど、厳しい生活状況にあることがうかがえる結果となっております。

また、就労状況につきましては、前回の調査時よりも働いていると答えた方の割合は多くなっておりまして、さらに、母子世帯におかれましては、正社員の割合が上昇している結果となっております。

また、支援制度の認知度については、前回調査時よりも知っていると答えていただいている事業が増えておりまして、全体として認知度の上昇が見られます。この点につきましては、これまで行ってきた各種広報の結果が現れているのではないかと考えております。

その下、幾つか課題を抜粋して記載しておりますが、不安の解消につながる支援や、引き続き就職に関する支援、また、孤立しがちな父子家庭への効果的な事業の周知などの課題があると認識しているところでございます。

続きまして、裏面をご覧ください。

向かって左側が第4章になります。

こちらは、第4次計画のこれまでの取組についての整理となっております。

第4次計画では、「ひとり親家庭等の生活の安定と向上、その子どもたちの健やかな成長」を基本理念といたしまして、さらに五つの基本目標に基づき、各施策の展開を行ってまいりました。

また、資料の下に書いておりますけれども、基本目標ごとに計画の成果指標を定めておりまして、こちらにつきましては、主にアンケート調査に基づいて達成状況について記載しているところです。

下の青色の表をご覧くださいなのですが、下向きの矢印が前回調査時点よりも状況が悪化しているものを示しておりますが、一覧を見ていただきますと、下向きのものが多い状況となっております、引き続き支援等の対応が必要な状況となっております。

なお、冒頭に申し上げましたが、今回は一部改定ということで、これら基本理念、基本目標及び成果指標につきましては継続してまいりたいと考えております。

続きまして、右側の第5章、施策の展開につきましては、現在、関係部局と調整中でございますので、一部のみ例示をさせていただいております。

また、この後の議題で報告いたしますが、「母子生活支援施設の目指すべき方向性について」に関しましても計画に盛り込んでまいりたいと考えております。

最後、第6章につきましては、計画の全体的な運用等について記載してまいりたいと考

えております。

続きまして、A 4 判縦判の資料 3－2 をご覧ください。

これまで、令和 4 年度に 3 回、令和 5 年度に 2 回のワーキンググループを開催させていただいております。ここでは、前回 2 月の児童福祉部会への報告以降の開催状況について報告させていただきたいと思います。

今年 6 月 30 日に、令和 5 年度第 1 回作業ワーキンググループを開催しておりまして、この際に、先ほどもお伝えしました国勢調査等の各種統計調査のデータのご説明や、ひとり親アンケートの調査結果の報告をさせていただいているところでございます。

資料に記載しておりますけれども、主な意見ということで、全体を通したご意見として、例えば、孤立しがちである父子家庭への事業の周知に関する課題へのご意見、その下、広報でいきますと、各家庭に合わせた形の支援制度にこういったものがあるかについて周知する点について、ご意見をいただいているところでございます。

資料 3－2 の裏面にまいりまして、(2) の第 2 回作業ワーキンググループにつきましては、書面での開催をさせていただいております。

(3) は、第 2 回の書面開催でいただいたご意見を整理しておりますけれども、こちらのご意見を踏まえまして、計画案を修正しております。

幾つかご紹介させていただきますが、まずは、記載内容の分かりにくい部分について、この計画全体を通しまして、いわゆるひとり親家庭の定義としましては、20 歳未満のお子さんがある家庭ということで整理しておりますが、一部 18 歳未満のお子さんに関する統計データをつかっている部分がございますので、その点について、分かりやすく記載しております。

さらに、表の 4 番目、先ほどお伝えしました父子家庭の孤立のリスクに関しては、課題という形で新たに追記しているところでございます。

資料 3－2 の一番最後の 3 の今後の予定についてです。

こちらにつきましては、本日の時点で具体的な取組をお示しできておりませんので、次回 12 月頃を目途に第 3 回ワーキンググループを開催させていただきまして、その際に、取組も含めた最終案についてお示しさせていただきたいと考えております。

また、最後に、補足になりますが、資料にない部分になります。

議題(1)で、子どもの貧困対策計画の説明の際にも計画の一元化について事務局から説明をさせていただきました。ひとり親家庭支援に関しましても、いわゆるこども大綱の中に描写されている部分もございますので、本計画につきましても、こども大綱の状況を見据えてになりますが、今後、一元化も含めて検討をしてまいりたいと考えております。

資料の説明は以上になります。

○藤原部会長 では、まず、事実確認も含めまして、ただいまのご説明に対して、ご質問がありましたらお願いします。

（「なし」と発言する者あり）

○藤原部会長 ご質問がないようでしたら、ご意見をお願いいたします。

○加藤委員 課題にも上げていただいているのですけれども、父子家庭で相談相手がいない、孤立しがちということはそのとおりで、周知方法を検討するということですが、資料 3-3 の 47 ページを見ると、札幌市がいろいろな形で広報してくださっているのですが、収集手段が「特になし」という人が 3 割ぐらいいるので、今までの中では結構難しいのかなと思いますので、実際に父子家庭の人たちのヒアリングをやっていただけているのだしたら、そこから何か情報を取り出せるといいのではないかと思います。

○事務局（中村子育て家庭係長） これまで行ってきた広報に関しましては、例えば、児童扶養手当の現況届を発送する際にチラシを入れてお送りしたり、令和 3 年度から LINE を使った情報発信をしておりますが、いわゆる母子家庭なのか、父子家庭なのか、特定して行うことが難しい部分もございます。また、相談に来てくださる方はこちらから認識しやすいのですが、そうではない方に対するアプローチは、具体的な方法は今後検討してまいりたいと思いますので、また、ご相談等をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○加藤委員 ありがとうございます。

○藤原部会長 そのほかにございましたらお願いいたします。

○北川委員 資料 3-3 の 35 ページを見ると、年間の収入が 200 万円未満と回答した人の割合が正社員でも 20.1% ということで、本当に日々の暮らしや将来の暮らしのために頑張っておられる事そして、すごく大変だと思います。

子どもに対する施策をいろいろ考えていただいていると思うのですけれども、大学などへの進学に関連で、奨学金や無償化などの情報が行き届いているのかどうかを教えてくださいたいと思います。大学に進学したくても経済的に諦めている子どもがいるのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

○藤原部会長 ひとり親家庭の奨学金や奨励金のチャンスの説明はどうでしょうか。

○事務局（中村子育て家庭係長） 先ほどの広報の話とつながってくる部分がございますけれども、例えば、LINE を使った情報発信や、今、ご出席いただいている箭原委員のところの LINE も使わせていただきまして、そういう広報はしております。

○藤原部会長 それは、子どもではなくて、ひとり親に対してはやっているということですね。

○事務局（中村子育て家庭係長） そうですね。

○北川委員 社会的養護に入ると、大学や専門学校が無償化になったり、給付型の奨学金を借りられたり、ある意味、自立に向けて恵まれています。ただ、社会的養護または社会的養育ではないけれども、その子たちの家庭の収入を見ていると非常に厳しい状況があると思うので、ぜひ進学を諦めないような周知を、今もしていると思うのですけれども、よりしていただけたらと思います。

○藤原部会長　ほかにいかがでしょうか。

○大場委員　支援制度の認知度の向上ということでいくと、生活困窮者自立支援制度の關係と共通しているところがあるかと思うのです。その中でいろいろと検討されていると思うのですが、共通項でいくと、まちづくりの基本となる計画に全部結びついていくので、全体の認知度の向上を図るときには、ほかの施策も含めて、こういうようなことをやっていることに少し触れていただいたほうがいいのかなと思います。

一つは、福祉サービスの申請主義があると思うのです。先ほどの利用したくない人は控えるということは、ある意味は申請主義のメリットかもしれませんが、申請主義はメリットとデメリットがあるので、認知度の向上に工夫があるのかどうか。基本的に、申請主義の中でそこをクリアできるものがあるのかどうか、生活困窮者自立支援制度の中でそういうことが検討されているとも聞いていますので、それに関連させて少し触れていただいたらどうかと思いました。

○藤原部会長　今のことについて、現時点で何か回答はありますか。

○事務局（中村子育て家庭係長）　先ほどの資料３－２の表側の広報のところでのいただいたご意見に通じる部分があるかと思います。ここでは、自分に当てはまる支援制度にどのようなものがあるか、簡単に分かるフローチャートが必要ではないかというご意見をいただいておりますが、最終的には、突き詰めていくと、自分で分かっていなくても行政からアプローチできる仕組みが将来的には求められるのではないかと思います。現段階では、具体的な取組はございませんので、広報の充実については、引き続き検討してまいりたいと考えているところでございます。

○藤原部会長　ほかにございましたらお願いします。

（「なし」と発言する者あり）

○藤原部会長　それでは、今日の中間報告への意見、質問の中では、文言修正をすることは特段なかったと思います。

ただ、背景を深めることはありましたので、事務局では、本日の案を基に、引き続き検討、作成していただくということをこの場では確認させていただきたいと思います。

それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○藤原部会長　ありがとうございます。

それでは、これで、議題（３）は終了いたします。

引き続き、（４）札幌市における母子生活支援施設の目指すべき方向性（案）についてお願いします。

○事務局（中村子育て家庭係長）　議題（４）につきまして、資料４のご準備をお願いいたします。

前回７月にも本部会において母子生活支援施設の目指すべき方向性（案）の今後の方向性まで記載した案についてお示ししておりましたが、今回は、取組について、さらに追記

をさせていただいております。

また、議題（４）につきましても、前回、今後の方向性までについては、おおむねご賛同いただいている部分がございますけれども、初めてご参加いただいている委員の方もいらっしゃると思いますので、冒頭から簡潔に説明していきたいと思います。

表紙をめくっていただきまして、裏面に目次がございますが、今回、この５番目の支援体制の構築に向けた取組を追加しております。

なお、今回追加した内容で、当初想定していた項目については、網羅されていることになりますので、今回のものが一旦の最終案と考えております。

修正箇所につきましては、この５番の追加のほか、統計データについて、一部時点更新を行っております。

それでは、１ページ目でございます。

１ページ目につきましては、検討の趣旨について記載をしております。

経緯や目的についてでございますけれども、母子生活支援施設における建物の老朽化といった課題を整理した上で、各施設の持続可能な支援体制を構築する、こちらを目的として検討を開始したところでございます。

続きまして、２ページ目は、現在の五つの施設の概要と施設の入所手続についてまとめたページとなっております。

各施設の概要は、記載のとおりでございますけれども、現在、札幌市の五つの施設、それぞれ定員２０世帯ということで、同じ規模のものがございます。

ちなみに、表の一番右側のいわね荘につきましては、先週、予定どおり新施設が完成しているところでございます。

続きまして、３ページ目は、施設に配置されている職員の概要と施設での業務についてまとめたものとなっております。

施設配置につきましては、表の一番下、心理療法担当職員という職員がおりますけれども、こちらについては、現在、すずらんという施設のみに配置されております。

続きまして、４ページ目は、入所世帯の推移等についてのグラフとなっております。

図１の入所世帯数推移につきましては、折れ線グラフが市内全施設の合計の定員数、棒グラフが各年度における平均入所世帯数を表したのになっております。

平成３０年のタイミングで、あいりん荘という施設が建て替えをいたしまして、定員数が増加しておりますが、この年に、逆に、１施設を休止しております、最終的に定員数が減少しております。

さらに、その下の図２の定員充足率につきましては、上が民間４施設の充足率で、下が公設施設しらぎく荘の充足率を表したのとなっております。

ちなみに、この充足率につきましては、民間施設の方からは、運営上の観点からいきますと、定員充足率は８割程度必要という話も伺っているところでございます。

続きまして、５ページ目をご覧ください。

新規入所世帯の主な入所理由一つについて、令和４年度までのデータを記載しております。

こちらは、前回、令和３年度までとなっておりましたので、この部分を時点更新しております。

札幌市の入所理由といたしましては、「夫等の暴力」が最も多く、次いで、「経済的理由」となっております。

ただ、資料はパーセンテージで記載しておりますけれども、件数ベースでいきますと、前者が２６件、後者が２４件ということで、ほぼ同数の結果となっております。

その下、ウの退所理由の主なものにつきましては、こちらも令和４年度までの結果として、８４名の方の退所理由について整理したものとなっております。

最も多いのが「経済的自立」、そして、「再婚・復縁・パートナーと同居」となっております。さらに、３番目といたしましては、「施設環境に合わなかった」という退所理由が挙げられているところでございます。

続きまして、６ページ目は、退所された方の在所期間をまとめたものとなっております。

一部、ポチで括弧書きをしておりますけれども、１年未満からは３年以内が５８．４％と半数以上の方が退所される状況でございますが、その一方で、今回の調査機関においては、１７年という方も３名いらっしゃったという結果となっております。

さらに、その下、オの入所に至らなかった理由についても時点更新をしております、８月までの状況となっておりますが、区役所で相談があった方のうち、母子生活支援施設について説明した場合に、その相談をされた方から入所希望があるか、検討中か、希望なしかの意向の確認を行った上で、希望なしと答えた方の理由について整理したものとなっております。

こちらについては、複数回答ありで集計を行っておりますけれども、今回の調査では、「子どもの転校に抵抗感がある」と答えた方が最も多い結果となっております。

ちなみに、表の下に少し小さい字で米印が三つ並んでおりますが、その三つ目で、この期間中に「入所希望あり」と答えた方が１７件ございましたが、同じ期間中に実際に入所された世帯数は５世帯となっております。

続きまして、７ページ目をご覧ください。

こちらは、ひとり親家庭の方向けの支援制度の一部について掲載したのものとなっております。

こちらの支援事業のうちで、いわゆる住宅の供給に関する事業については、母子生活支援施設を利用しながらでも利用できるものとなっております。

続きまして、８ページ目は、先ほどの議題（３）でも説明いたしましたけれども、令和４年度に実施しましたアンケート調査のごくごく一部の抜粋を記載しております。

①と②については、心理的な面での調査結果になりまして、①につきましては、今後の生活に不安を感じる方の割合が８９．２％という結果を記載しております。

その下、②では、過去1か月の心の状態ということで、例えば、神経過敏に感じましたかといった六つの質問に回答いただいて、それを点数化した上で評価しているものになります。点数が高いほど精神的な問題が重たい可能性があるという調査になっておりまして、札幌市の母子家庭の方の結果と全国の国民生活基礎調査の結果との比較を掲載しておりますが、札幌市の母子家庭の方が答えた割合としまして、15点以上であると答えた方の割合が非常に多い結果となっております。

続いて、その下の③ひとり親としての生活を始めるときに困難だったことにつきましては、「当面の生活費を確保すること」「仕事を探すこと」に次いで、「住宅を探すこと」の回答の割合が高くなっております。

8ページ目の一番下、④は、母子生活支援施設の認知度になりますが、「知らない」と答えた方の割合が55.6%となっております、半数以上の方が知らないと答えております。

9ページ目は、ヒアリングの結果になりまして、区役所の相談員、女性支援団体、母子生活支援施設、さらに、妊娠相談実施団体からヒアリングした結果について掲載をしております。

最初に、①のヒアリングにつきましては、例えば、相談の結果、入所に至らない場合の理由については、資料の6ページ目でも触れましたけれども、子どもの転校が伴うので断念した、集団生活を望まないといった意見がございました。

さらに、その下の施設に求めることにつきましては、非常に多岐にわたっておりますけれども、施設のセキュリティーの面、衛生環境に関すること、さらに、妊婦支援の実施、DV被害者支援について言及があるところでございます。

10ページ目に参りまして、母子生活支援施設及び妊娠相談実施団体にヒアリングした結果となっております。

施設からの意見といたしまして、課題と今後取り組みたいことについて整理をしております。

課題につきましては、様々な困難を抱えた入所者の方にどのような支援を行っていくべきか、また、入所前のイメージと実際に入った後の実態でギャップがあること、施設の職員の定着化や育成について課題があるということと言及されております。

その下、今後取り組みたいことにつきましては、特定妊婦の方への支援、施設の24時間化など、新たな機能について言及されているほか、これまでの取組の充実、ハード面の整備についてご意見がございました。

その下に参りまして、妊娠相談実施団体からのヒアリングにつきましては、入所型支援についてご意見をいただいたところでございます。

市内の施設での不足感、一時的な居場所の必要性についてご意見がございました。また、メンタル面でのケアの重要性についてもご意見をいただいているところでございます。

続きまして、11ページ目も、これまでご紹介した部分ではありますが、他の政令市に

おける施設の状況についてでございます。

表の上から３段目の２４時間体制につきましては、令和元年度の調査のときよりも導入している施設が増えておりまして、３０施設となっております。

次に、心理療法担当職員につきましては、現在、札幌市が１施設のみ導入となっておりますけれども、全国的に見ますと、３９施設で配置されているところでございます。

さらに、その下の妊婦支援の事業につきましては、２施設において、国の補助事業の規定に基づいた実施を行っている状況でございます。

ただ、こちらは、令和４年度の調査の結果ということで、ご承知おきいただけたらと思います。

続きまして、１２ページ目でございます。

こちらからは、今後の目指すべき方向性についてでございます。

最初に、課題について、多様化するニーズへの対応、施設の機能強化、持続可能な施設運営の３点整理をしております。

多様化するニーズへの対応につきましては、様々な困難を抱える母子家庭の方に対して様々な支援が必要である一方で、全体といたしましては、利用者数については、減少傾向にございます。また、先ほどもご紹介しましたけれども、施設に入所する前と入所後の実態にギャップがございまして、その結果、退所してしまうケースもあるということを伺っております。施設の支援内容を事前に分かりやすく把握する手法について検討する必要があると考えているところでございます。

また、来年４月からは、いわゆる困難女性支援法が施行されますけれども、こうした他法令につきましても、母子生活支援施設の運営について検討する上では対応が進む部分もあるかと考えているところでございます。

さらに、施設の機能強化につきましては、老朽化が進む施設への対応というところで、ハード面での対応、さらに、施設を支えていただく職員の方への研修の実施なども課題と考えているところでございます。

③の持続可能な施設運営に関しましては、各施設の経営の安定化を実現するための方策についても検討を行ってまいるという整理をしているところであります。

１３ページの（２）今後の方向性についても主な課題に対応しまして、①から④まで整理をしているところでございます。

さらに、その下、５の支援体制の構築に向けた取組が今回追加した部分になります。

具体的な取組につきましては、最後の１４ページ目をご覧ください。

ソフト事業とハード事業に分けて記載をしておりますけれども、最初に、ソフト事業については４点ございます。

１点目は、事業の周知と他の機関との連携について記載をしております。施設を分かりやすく紹介すること、また、関係機関の職員に対しても母子生活支援施設について、もっと知っていただくという取組を行ってまいりたいと考えております。

2点目は、施設職員の専門性を高める取組といたしまして、これまでも札幌市が実施する研修に施設の職員の方にもご参加いただいておりますけれども、引き続き、体系的な研修の実施について、検討してまいりたいと考えていることでございます。

3点目は、職員の配置についてです。自立支援担当職員や心理療法担当職員は既に国の配置基準としても認められておりますので、こうした専門的な職員の配置について、拡充を検討してまいりたいと考えております。

ソフト面の4点目につきましては、これまで実施していない部分としまして、妊婦支援につきまして、関係機関と連携しながら新たに実施していくことについて検討してまいりたいと考えているところでございます。

その下のハード事業につきましては、これまで平成30年にあいりん荘、さらに、今年度のもいわ荘の改築を進めてまいりました。引き続き、施設の更新に向けて支援を行ってまいりたいと考えております。

資料の最後は、いわゆる事業ではございませんけれども、これまで、しらぎく荘について、今年度をもって休止するとご説明させていただきましたが、やはり施設の老朽化の状況を踏まえ、母子生活支援施設として使うことは困難だという状況でございますので、休止後の対応といたしましては、廃止に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上、駆け足になりましたけれども、資料の説明は以上で終わります。

○藤原部会長 では、ただいまの資料の説明について、ご質問等がありましたらお願いいたします。

○大場委員 資料の3ページの職員配置の関係です。

職種と仕事内容ということで、どういう仕事をしているのかは分かるのですが、運営基準の中で示されている必置の職員がどの職種なのかを見えるようにしておいたほうがいいと思います。

先ほど、最後のところに、職員配置の関係で支援強化を図るとお話がございましたけれども、どういう形で配置されているのかが見えるようにしておいたほうがいいことと、箭原委員が一番お分かりかと思うのですが、機能強化を図っていくときに、事務員を配置してほしいという要望を、全国でお会いした母子生活支援施設の方から随分お聞きするので、母子生活支援施設は事務員の配置は必置になっていないと思いますので、必置等の記載について検討をお願いします。

これから機能強化を図るときに、業務量がかなり増えると思いますので、そういう意味では、今の職員配置で必置になっているのかどうなっているのかが見えるようにして、事務員の配置についても触れていただければと思います。

○藤原部会長 今のことについて、ご意見として伺いたいと思いますが、何かございますか。

○事務局（中村子育て家庭係長） 資料の記載の方法につきましては、検討させていただきたいと思います。

事務員の関係につきましても、改めて各施設の状況を踏まえて、今後、対応してまいりたいと考えております。

○藤原部会長　ほかの委員の方からご質問がございましたらお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○藤原部会長　それでは、ご意見も含めてお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○藤原部会長　そうしましたら、今、1点意見が出まして、職員の適正配置が視覚的に分かるような資料をつくったほうがいいのではないかとということでした。

これは修正していただいてよろしいですか。

○事務局（中村子育て家庭係長）　はい。

○藤原部会長　それ以外で特になければ、今、大場委員からご指摘いただいた施設の機能強化等を行う上で、どの職員が必置なのかを可視化することを提案し、原案をつくっていただきたいと思います。

○事務局（加藤子育て支援課長）　子育て支援課長の加藤でございます。

今いただきました加筆の部分につきましては、私どもで検討させていただいて進めていきたいと思いますので、一旦、一任いただければと思います。

また、本日の案にご賛同をいただき、ありがとうございました。

母子生活支援施設の在り方の検討につきましては、本日は最終案と示させていただきました。

今後は、具体の取組について、適宜、報告等をさせていただきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いします。

○藤原部会長　それでは、これをもちまして、議題（４）については終了したいと思います。

次は、児童相談所からお願いいたします。

○事務局（藤崎家庭支援課長）　それでは、児童相談所から説明させていただきます。

私は、家庭支援課長の藤崎です。どうぞよろしくお願いいたします。

議題（５）につきましては、公平かつ中立な審議を担保し、個人情報及びプライバシーを保護する観点から非公開で行うべきものと考えております。

なお、非公開の審議が決定した際には、札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱第6条第1項第5号に基づき、審議内容について守秘義務を負うことになります。これは、委員の職を退いた後も同様となりますので、十分ご留意をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○藤原部会長　ただいま、事務局からご説明がありましたとおり、議題（５）に関しましては、非公開とすることに関して、皆様、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○藤原部会長　守秘義務等についてもご了解いただいたということで、非公開を決定事項

として扱いたいと思います。

○事務局（藤崎家庭支援課長）　ありがとうございます。

それでは、ウェブの配信を一旦止めますので、作業する間、しばらくお待ちください。
よろしくお願いいたします。

〔録音停止〕